

第 9 号 議 案

令和 7 年 8 月 1 9 日

府中町立図書館条例施行規則の一部改正について

府中町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めることについて、
教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府中町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

府中町立図書館条例施行規則（平成１９年教委規則第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号を次のように改める。

- (1) 府中町生涯学習センター条例施行規則（平成１９年教委規則第２号）第２条の規定による生涯学習センターの休館日

第６条第２号を削り、同条第３号中「（１２月を除く毎月最終木曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日と重なる場合はその前日）及び１月においては最初に前２号に該当しない日）」を「（毎月１日以内に教育長が定める日）」に改め、同号を同条第２号とし、同条中第４号を同条第３号とする。

第７条第１項中「法律」の次に「（昭和２３年法律第１７８号）」を加える。

附 則

この規則は、令和７年１２月１日から施行する。

府中町立図書館条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第5条 [略]	第1条～第5条 [略]
第6条 [略]	第6条 [略]
(1) 毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	(1) 府中町生涯学習センター条例施行規則（平成19年教委規則第2号）第2条の規定による生涯学習センターの休館日
(2) 12月29日から翌年の1月3日まで	
(3) 館内整理日（12月を除く毎月最終木曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日と重なる場合はその前日）及び1月においては最初に前2号に該当しない日）	(2) 館内整理日（毎月1日以内で教育長が定める日）
(4) [略]	(3) [略]
（開館時間）	（開館時間）
第7条 図書館の開館時間は、午前10時から午後8時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 _____ に規定する休日にあつては午前10時から午後6時まで）とする。	第7条 図書館の開館時間は、午前10時から午後8時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては午前10時から午後6時まで）とする。
2 [略]	2 [略]
第8条～第21条 [略]	第8条～第21条 [略]